

アクションプログラムの策定と実施

国が取り組んでいる事項

- 保育所の自己評価ガイドラインの作成
- 保育所における保健・衛生等に関するガイドラインの作成
- 保育所・小学校の連携を進めるための事例集等の作成
- 保育所の研修体系の作成
- 保育士資格・養成の見直し・検討(カリキュラム内容・養成のあり方等)
- 施設長の役割・資格等の見直し・検討 等

地方公共団体での策定の推奨

- 保育実践上の課題に関する調査研究の支援・活用
- 保育所の関係機関等との積極的な連携及び協力
(保育所児童保育要録の様式の作成に係る協議・保・幼・小連携等も含む)
- 特別の支援を要する子どもの保育の充実
- 保育所の研修内容の充実・外部講師の活用など研修体制の整備
- 専門的な人材や地域の多様な人材の活用
- 保育環境の改善・充実

保育所保育指針に関する指導監査について

保育所保育指針(平成20年3月28日厚生労働大臣告示)が平成21年4月1日から施行されることに伴い、適正かつ円滑な児童福祉行政指導監査の実施に資するよう、「児童福祉行政監査の実施について」(平成12年4月25日児発第471号局長通知)について改正を行う。

【基本的な考え方】

- ・保育所保育指針において、具体的に義務や努力義務が課せられている事項を中心に、子どもの発達に応じた適切な保育が行われているかどうか、また、そのための適切な運営が行われているかどうかについて、各保育所の創意工夫や取組を尊重しつつ、実施すること。
- ・取組の結果のみに着目するのではなく、取組の過程(保育実践及びその振り返り、自己評価の取組等)についても尊重すること。
- ・「保育所保育指針解説書」については、法的拘束力を有するものではなく、指導監査の際に、同解説書に基づく指導等を行うことのないよう留意すること。

児童福祉行政監査の実施について(雇用均等・児童家庭局長通知)【保育所関係部分一部抜粋】

【現行】

(2) 児童福祉施設事項

第1. 適切な入所者処遇の確保

1. 入所者処遇の充実

[保育所]

(1)、(2) (略)

(3) 入所児童の発達に応じた適切な保育が行われているか。

(4) 保護者との連絡(登所、降所等)が適切に実施されているか。

以下 (略)

【改正案】

(2) 児童福祉施設事項

第1. 適切な入所者処遇の確保

1. 入所者処遇の充実

[保育所]

(1)、(2) (略)

(3) 保育所保育指針に規定される保育の内容に係る基本原則に関する事項を踏まえ、各保育所の実情に応じて適切な保育が行われているか。

ア 保育課程を編成し、それに基づく指導計画が作成されているか。

イ 保育の記録や自己評価に基づいて、保育所児童保育要録が作成されているか。また、児童の就学に際し、保育要録の小学校への送付が行われているか。

ウ 保護者との連絡を適切に行い、家庭との連携を図るように努めているか。

エ 職員及び保育所の課題を踏まえた研修が計画的に実施されているか。

以下 (略)

一時預かり事業の実施類型について(H21年度～)

(資料6)

	一時預かり事業(保育所型)	一時預かり事業(地域密着型)	一時預かり事業(地域密着型)に類するもの
根拠	法第6条の2第7項(第2種社会福祉事業)		予算措置(予算上の事業)
実施主体	市町村又は保育所を経営する者	市町村又は市町村が適切と認めた者	地域密着型に同じ
対象児童	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児 (法第6条の2第7項)		法第6条の2第7項を準用
実施場所	保育所	その他の場所(地域子育て支援センター等)	地域密着型に同じ
設備基準	最低基準第32条の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、必要な設備(医務室、調理室及び屋外遊戯場を除く。)を設けること。(規則第36条の7第1項)		規則第36条の7第1項に準じ、適切な保育環境を整備するよう努めること。
人員基準	最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う保育士を配置すること。ただし、当該保育士の数は2名を下ることはできないこと。(規則第36条の7第2項)		最低基準第33条第2項の規定に準じ、事業の対象とする乳幼児の年齢及び人数に応じて、当該乳幼児の処遇を行う担当者を配置すること。ただし、当該担当者の数は2名を下ることはできないこと。担当者は、乳幼児の保育について経験豊富な保育士を1名以上配置するとともに、市町村等が実施する一定の研修を修了した者を配置すること。
保育内容	最低基準第35条の規定に準じ、事業を実施すること。(規則第36条の7第3項)		規則第36条の7第3項を準用
利用者負担	利用料の額については、当該事業の実施に要する費用を勘案し、かつ、当該事業の対象とする乳幼児の保護者の家計に与える影響を考慮して定めること。 (規則第36条の7第5項)		規則第36条の7第5項を準用
国庫補助基準額	資料16 交付要綱(案)のとおり		資料16 交付要綱案のとおり
その他	都道府県知事への届出(法第34条の11第1項)		認可外保育施設の届出(法第59条の2)